

道の駅「にしかた」を拠点とした自動運転サービス  
地域実験協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「道の駅「にしかた」を拠点とした自動運転サービス地域実験協議会」（以下、「地域実験協議会」と称する。

（目的）

第2条 地域実験協議会は、道の駅「にしかた」を拠点とした自動運転サービス実証実験が計画的かつ効率的な準備・検討の推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

（検討調整事項）

第3条 地域実験協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- （1）実験実施計画の検討
- （2）実験実施に係る関係機関との調整
- （3）実験の実施及び実験結果の検証
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 地域実験協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、地域実験協議会の承認を得るものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、地域実験協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

（会長）

第6条 地域実験協議会の会長は、地域実験協議会委員の中から互選により充てる。

2. 会長は、地域実験協議会の会務を総括する。
3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（地域実験協議会の運営）

第7条 地域実験協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 地域実験協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(地域実験協議会の公開について)

第9条 地域実験協議会は、非公開とする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所計画課、栃木県県土整備部交通政策課、栃木市建設水道部道路河川整備課、栃木市建設水道部土木管理課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付 則)

1. この規約は、平成29年7月21日から施行する。

道の駅「にしかた」を拠点とした自動運転サービス  
地域実験協議会 委員等名簿

平成29年7月21日現在

委員	所属
日下部 貴彦	東京大学 空間情報科学研究センター 講師
益子 崇	栃木県 県土整備部 交通政策課 課長
竹中 弘幸	栃木県 県土整備部 道路保全課 課長
黒岩 伸年	栃木県 栃木土木事務所 県土整備部参事兼栃木土木事務所長
若菜 博	栃木市 生活環境部 部長
高崎 尚之	栃木市 産業振興部 部長
鈴木 進	栃木市 建設水道部 部長
池田 正	栃木県警察本部 交通部 交通企画課 総括参事官兼課長
佐藤 雅人	栃木県警察本部 交通部 交通規制課 課長
寺崎 耕	栃木県警察 栃木警察署 署長
大久保 正	道の駅にしかた 支配人
石川 等	西方地域自治会連合会 会長
山本 彰祐	株式会社ディー・エヌ・エー オートモーティブ事業部 シニアマネージャー
鈴木 通仁	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路企画官
上原 重賢	国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 所長
中村 卓之	国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部技術課 課長
井坪 慎二	国土交通省 国土技術政策総合研究所 主任研究官

(事務局) 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 計画課  
 栃木県 県土整備部 交通政策課  
 栃木市 建設水道部 道路河川整備課  
 栃木市 建設水道部 土木管理課